

令和3年第8回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和3年8月10日 午後2時58分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和3年8月10日 午後2時58分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和3年8月10日 午後3時22分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

出席者なし

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、
高田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第20号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：それでは、おそろいようですので。今日は、申し訳ございませんが、筑紫野市内も相当にコロナ関係の感染者が増えておりますので、一応、農業委員さんのみでさせていただくようお願いをしています。緊急事態措置が出るだろうと踏んでおりまして、まだ出ておりませんが案件は少のうございますので、こういった形の中で今日はさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、始めます。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第8回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員を、2番の大石委員さん、8番の井上委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。資料につきましては、お手元にあると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めます。

1 ページをお開けください。農地法第5条第1項、第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第23号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、太宰府市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田632平米、合計632平米。転用目的ですが、宅地分譲3区画。契約内容、売買。構造規模、木造2階建。工事期間、令和3年7月26日から令和3年9月30日まで。開発許可の可否は、市整備要綱該当です。受付月日、令和3年7月7日。

番号2番、譲受人、東京都練馬区□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□。地積は、畑181平米、合計181平米。転用目的は、建売住宅2棟。契約内容、売買。構造規模、木造3階建。工事期間、令和3年9月15日から令和4年3月31日まで。開発許可の可否は不要です。受付月日、令和3年7月13日。

以上です。

○議長：ただいま事務局から2件について説明がありました。本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2 ページをお開けください。議案第20号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1 番につきまして、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：番号1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。それから申請地の表示、□□。地積、497平米、合計497平米。申請内容、転用目的、分家住宅。契約内容、使用貸借。構造規模、木造平屋建て。工事期間、令和3年9月10日から4年の2月8日まで。農地区分、第二種。資金の内訳、借入100%。建蔽率、19.99%。開発許可、県の開発許可該当。用排水、承諾書添付。都市計画、市街化調整区域となっております。

この譲受人と譲渡人は親子関係だということです。それから、契約内容の使用貸借は永年ということで子どもさんに譲る、構造規模は分家住宅ということです。それから、用排水の処理は、□□さんが今、排水を流してあるところにつけて、そこへ流すということです。

図面が4ページにありますけれども、□□が□□さんの宅地です。その横に畑がありまして、畑の一面に当該住宅を建てるということです。

以上です。

○議長：ありがとうございました。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりです。

3ページの位置図を見ていただきますと、中央に四角で囲んだところが今回の申請地となります。東側に□□神社がありますが、□□線、そして□□線に挟まれた農地で、宅地や道路で囲まれた、集団性のない第2種農地となっております。

今回の申請ですが、譲受人の方が現在アパート暮らしということで、手狭になっている。それと、今後農業を行う予定ということで、その農地に近い実家の近くに住みたいということで、今回の申請地に自己住宅を建設する運びとなったものです。既に申請地は若干造成されておまして、その件に関しましては始末書が添付されているところです。水利承諾は条件がございません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願ひいたします。

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移ります。2番につきましては、□□番の□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：番号2番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□理事支店長、□□。譲渡人、筑紫野市□

□、□□、外2名。申請地の表示、□□外4筆。地積、田2,405平米、合計2,405平米。申請の内容、転用目的、仮設ヤード。契約内容、賃貸借。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年10月1日から4年11月30日。審議内容、農地区分2種。資金の内訳、自己資金100%。建蔽率、開発は不要です。用途についても条件付きということです。あと、都市計画については市街化調整区域。

場所につきましては、現在、□□の入口の左側、入口のちょっと手前のほうに小屋のようなものが建ってると思うんですけど、その下の田んぼです。トンネルを掘るのでここをその泥置場という形で借用したということで、大体6年半ぐらい期間がかかる、終われば元に戻すというお話があっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員さんから御説明いただいたとおりです。

すみません、一つ修正がございまして、農地区分を第二種としておりましたが、周りの農地とつながるということで、広がりが大きくなりまして、第一種農地ということでお願いしたいと思います。第一種農地となります。そういうことで、農地区分は第一種農地で、原則許可できない農地となるわけですけど、今回、仮設工作物の設置のために一時的に利用するというので、例外的に許可できます。先ほど説明がありましたとおり、今回の利用に関してはトンネル工事期間のみとなりますので、完了後は農地へ復旧することになります。

被害防除といたしましては、のり面に防草シート、それから周囲の農地に対する緩衝地を設けて利用されるということです。また、周囲には防護柵を設けてまして土砂流出による被害を防ぐ計画になっております。

最後に水利承諾でございますが、こちらは地元水利組合と、水の使用であったり排水関係の覚書を締結されておりますことを確認しております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。それでは、ただいま説明がありました件について、質疑、意見のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：まず確認ですけど、転用目的がちょっと分かりませんでした。土をそこに、捨て土じゃないけど、何か……。

○委員：仮置きということですね。トンネルを掘ったときに泥が出ますので。

○委員：トンネルを掘った土をここに置くと。

○委員：泥をしばらく置いとくと。

○委員：それは□□が。

○委員：そうですね。

○委員：分かりました。そこがちょっと分からなくて。

ちょっと私が心配してるのは、6年契約ということは、トンネル工事は6年ぐらいで終わるんですかね。

○委員：会社のほうはそうおっしゃってありました。

○委員：そうなんですか。第一種農地と言われたので、本来ここは転用できないじゃないですか、例外的と言われたんですけど。この転用は原状復帰しなきゃいけないでしょう。

○委員：だから、原状復帰するために……。6ページの図面を見ていただくと、□□がありますよね。□□、□□、そこら辺の泥や土をここに一時的に置くと。上土ですね。田んぼの黒い土を置くということです。工事が終わったその土は今のように戻すということをおっしゃってありました。

○委員：原状復帰して、果たしてそこで農業がまたできるんだらうかという。

○委員：できることはできるでしょうけど、私はある程度知っていますが、御高齢なのでどうするんだらうかと、そっちのほうを心配しております。

○委員：復旧するということは、一時転用ということでしょうか。

○事務局：はい、一時転用です。

○委員：そうですね。だから、一時転用とか、そういう表現にちょっとしていただければ。転用したら元に戻せない、復旧できないと一般の方は考えられますので、一時転用という表現にされたほうがいいんじゃないかと思います。

○委員：私が言いたかったのは、6年後に原状復帰することについて、覚書じゃないけど、その辺はしっかりされているのか。これ、所有者が3名いらっしゃるから、もちろんその人たちの署名・捺印はもらっているんだらうと思うけど、それが1点と、水路が入ってるじゃないですか。これは潰すんですか。

○委員：いや、それははっきり言っております。それだけは絶対にしたら駄目ですよということは業者に言ってます。

○委員：そうですね。これを潰されると……。

○委員：はい、下のほうに田んぼがありますので駄目ですよということは言っております。

○委員：明らかにここから水路が出てるので、そこら辺をきちんと確認しておかないと。

○委員：だから、所長さんやらが印鑑をもらいに来られまして、私は水路があることを知ってますので、ちゃんと見てますので、ここは潰したら駄目ですよということははっきり言っております、下に田んぼがあるから。それだけははっきり言ってます。だから、水路までは泥を入れないという形でお話ししてあります。

○委員：分かりました。それは何か覚書か何かを書いて……。

○委員：いや……。そこら辺は書いてなかったでしょう。

○事務局：それにはないですね。

○委員：その2点というか、必ず原状復帰してくれるかなという部分と、この水路をきちっとやっぱり確保してあげてないと、下のほうの田んぼが迷惑しますので、その辺のことをきちんと確認していただければと思います。以上です。

○事務局：繰り返しになりますけど、図面上、間にある水路に関しては現状のままで特に扱わないことになっております。工事用の取水関係は別に河川から取る、上流のほうから取る計画になってるんですが、それは別に工事敷地内に工事用の排水管を取り付ける計画になっております。

○委員：管は詰まりますよ。土砂が入ります。

○委員：田んぼの表土なんかはどうするわけですか。寄せるわけですか。ある程度きちんとしておかないと、土建業者はやりっ放しにしますよ。下請け業者も入るから、やっぱりきちんとしておかないと。雨の降り方によっては土砂がどんと落ちた場合の損害・被害とか、いろんな問題が生じかねなくて、市に手落ちがあったじゃないかと言われたらいけないから。業者が入る場合は、水利組合の役員に任せてるとか、農業委員に任せてるとか、責任の転嫁というのが今はいろいろ出てきますから、きちっと業者に指導をしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員：□□区の時にも、水路が一つ残っておって、実際に土を上げると、どーっと流れていくんですよ。だから、言葉は悪いけど、水路が水路じゃなくなる懸念がちょっとあるので。□□は全部同じ所有者でしたけど、ここの下のほうは必ず水を使われるので、そこはきちんとしてあげておかないと。後で問題が起きたらいけないなと思って、確認の発言をさせてもらいました。そこがオーケーであれば、必ず元に返してよということを言ってもらっとけば、企業は□□でしょうから、そんなに変なことはしないと思うけど、そこだけは注意をお願いしたいと思います。以上です。

○議長：大元はどこですか。水資源かな。

○事務局：発注元は水資源機構さんですね。独立行政法人水資源機構福岡導水事業所です。

○委員：それは導水なんですか。

○事務局：導水です。

○委員：導水が一本あるところをもう一本掘るということですか。

○委員：導水やったらそんなに大きなトンネルじゃないですね。

○委員：筑後川の水を送ってるんでしょう。

○委員：そうですね。今一本掘ってるみたいで、足りないとかどうか分からないけど、もう一本掘りたいということで掘るらしいです。

○議長：□□はあくまで請負業者なんですね。

○委員：請負業者ですね。

○議長：だから、いよいよのときはどうにかなると思います。直接そこが仕事はされるけど、大元から一切切をするわけじゃないからですね。公共事業とほとんど一緒ですから。

ようございましょうか。何かほかにございませんか。

○委員：元に戻す、きちんとするという事は言ってありました。それ以上のことは言えませんが。

○議長：それでは、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

じゃあ、農政議案のほうを開けてください。

農政議案題16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地を利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号03-08-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、株式会社□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、521平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。期間につきましては、令和3年8月11日から令和6年6月10日までの3年間となっております。

以降につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りいただければと思います。

合計でございます。新規の案件が2件の、筆数といたしましては14筆、9980平米の利用権設定に関する件でございます。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することとい

たします。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和3年第8回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。